平成２５年（フ）第５４１７号
大阪市中央区徳井町２丁目４番３号
債務者　株式会社ヒューマンソリューション
代表者代表取締役　伊藤　竜美
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赫　　高規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０５２号
大阪市西区阿波座１丁目３番18号
債務者　株式会社造士館
代表者代表取締役　源内　利通
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安達友基子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１７２号
神奈川県逗子市逗子１丁目８番４号森岡ビル
債務者　株式会社Ｙ’ｓＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ
代表者代表取締役　堀内　保雄
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐野　高王
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午前10時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６３４号
福岡市東区社領１丁目４番３号
債務者　福岡ワークサービス株式会社
代表者代表取締役　児玉　賢三
１　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木　和彰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午前10時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７５３号
福岡県大野城市御笠川４丁目10番14号
債務者　有限会社エクセルシア
代表者代表取締役　古野　和男
１　決定年月日時　平成25年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　恒川　元志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５４号
秋田県山本郡三種町豊岡金田字前谷地42番地
債務者　株式会社ユーキテクノ
代表者代表取締役　横山　政人
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池条　有朋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午後３時30分
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第２５９号
岡山県笠岡市美の浜８番地の10
債務者　笠興海運有限会社
代表者代表取締役　妹尾　安子
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷　　和子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午後１時30分
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２６０号
岡山県笠岡市美の浜８―10、住民票上の住所
岡山県笠岡市高島5058番地
債務者　妹尾　安子
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷　　和子
４　破産債権の届出期間　平成26年１月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５６２号
神奈川県秦野市桜町１丁目６番５号
債務者　田口　義和
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西　　大良
４　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５７２号
神奈川県秦野市渋沢1847番地の８
債務者　小野　和美
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石渡　絵理
４　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７４号
愛媛県宇和島市柿原甲1752番地７
債務者　杉村　浩一
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前９時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙田　博明
４　破産債権の届出期間　平成26年２月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第５２８９号
大阪府豊中市東泉丘１丁目30番地の３　403号
債務者　野田　榮一
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨宅　　恵
４　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８７号
茨城県潮来市牛堀129番地
債務者　篠塚　辰雄
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植崎　明夫
４　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第８８号
茨城県潮来市上戸130番地
債務者　篠塚　智繁
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植崎　明夫
４　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第８９号
茨城県潮来市日の出４丁目５番地６
債務者　篠塚　正弘
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植崎　明夫
４　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第３６号
三重県尾鷲市大字向井372番地４
債務者　ＨＡＮＡＢＩこと　岩本　智和
１　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片山　眞洋
４　破産債権の届出期間　平成26年１月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
津地方裁判所熊野支部